

△基本▽

○文化財保護法 (昭和二十五年五月三十日) 法律第二百四十四号

〔沿革〕 昭和二十六年二月二十四日法律第三一八号、二十七年七月三十一日第二七二号、二八年八月一〇日第一九四号、一五日第二一三三号、二九年五月二十九日第一一三三号、三〇年六月二日第一四八号、三〇日第一一六三三号、三三年四月二十五日第八六号、三四年四月二〇日第一四八号、三六年六月二日第一一〇号、三七年五月一六日第一四〇号、九月一五日第一六一号、四〇年三月三十一日第三六号、四三年六月一五日第九九号、四六年五月三十一日第八八号、六月一日第九六号、四七年六月三日第五二号、五〇年七月一日第四九号、五八年二月二日第七八号、平成五年一月二日第八九号、六年六月二九日第四九号、一月一日第九七号、八年六月二日第六六号、一年七月一六日第八七号、第一〇二号、一月二二日第一六〇号、第一七八号、第一七九号、一二年五月一九日第七三三号、一月二二日第八一〇号、七月三日第八二二号、一六年五月二八日第六一〇号、六月九日第八四号、一八年五月三十一日第四六号改正

目次

第一章 総則 (第一条―第四条)
第二章 削除
第三章 有形文化財
第一節 重要文化財
第一款 指定 (第二十七条―第二十九条)
第二款 管理 (第三十条―第三十四条)
第三款 保護 (第三十四条の二―第四十七条)
第四款 公開 (第四十七条の二―第五十三条)
第五款 調査 (第五十四条・第五十五条)
第六款 雑則 (第五十六条)
文化財保護法

〔文保一五四〕

第二節 登録有形文化財 (第五十七条―第六十九条)
第三節 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財 (第七十条)
第四章 無形文化財 (第七十一条―第七十七条)
第五章 民俗文化財 (第七十八条―第九十一条)
第六章 埋蔵文化財 (第九十二条―第一百八条)
第七章 史跡名勝天然記念物 (第九十九条―第一百三十条)
第八章 重要文化的景観 (第一百三十四条―第一百四十一条)
第九章 伝統的建造物群保存地区 (第一百四十二条―第一百四十六条)
第十章 文化財の保存技術の保護 (第一百四十七条―第一百五十二条)
第十一章 文化審議会への諮問 (第一百五十三条)
第十二章 補則
第一節 聴聞、意見の聴取及び不服申立て (第一百五十四条―第一百六十一条)
第二節 国に関する特例 (第一百六十二条―第一百八十一条)

有形民俗文化財の管理団体が指定され、若しくはその指定が解除された場合には、第五十六条の規定を準用する。

本条…追加〔昭和二十九年五月法律二三号〕、見出・本条…一部改正〔昭和五〇年七月法律四九号〕、旧五六条の一七…繰下〔平成一六年五月法律六一号〕

（重要無形民俗文化財の保存）

第八十七条 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の保存のため必要があるとき、重要無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとす。国は、地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認めらるる者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

本条…追加〔昭和二十九年五月法律一三三号〕、全部改正〔昭和五〇年七月法律四九号〕、旧五六条の一八…繰下〔平成一六年五月法律六一号〕

（重要無形民俗文化財の記録の公開）

第八十八条 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 重要無形民俗文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、第七十五条第三項の規定を準用する。

本条…追加〔昭和五〇年七月法律四九号〕、二項…一部改正〔平成八年六月法律六六号〕、二項…一部改正・旧五六条の一八…繰下〔平成一六年五月法律六一号〕

文化財保護法

（重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告）
第八十九条 文化庁長官は、地方公共団体その他重要無形民俗文化財の保存に当たることが適当と認めらるる者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

本条…追加〔昭和五〇年七月法律四九号〕、旧五六条の二〇…繰下〔平成一六年五月法律六一号〕

（登録有形民俗文化財）

第九十条 文部科学大臣は、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 前二項の規定により登録された有形の民俗文化財（以下「登録有形民俗文化財」という。）については、第三章第二節（第五十七条の規定を除く。）の規定を準用する。この場合において、第六十四条第一項及び第六十五条第一項中「三十日前」とあるのは「二十日前」と、第六十四条第一項ただし書中「維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合」とあるのは

(様式第10)

第 号
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名 (記名押印又は署名)

平成 年度 実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた
の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条
の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業及び文化財の名称
- 2 補助事業の実施期間 平成 年 月 日 着手
平成 年 月 日 完了
- 3 補助事業の実施の方法
- 4 補助金の交付決定額とその精算額

交付決定額	円
精算額	円
不要額	円

5 添付書類

- (1) 補助事業経費収支精算所 (交付申請書添付書類「4 補助事業に係る収支予
算書」の様式に準ずる。)
- (2) 補助事業実施仕様書
- (3) 補助事業実施設計図
- (4) 補助事業の経過及び成果を証する書類並びに写真等の資料
- (5) その他 (補助事業により設置した機械器具機能の試験検査証等)
- (注) 第6条第2項に基づき、変更して交付決定があった場合には、変更後の額に
よること。

用紙は日本工業規格A4とする。

署名は必ず本人が自署すること。

補助金

八六二

○文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係国庫補助実施要領

(昭和五十四年五月一日)
〔文化庁長官敷定〕

〔沿革〕昭和六〇年四月五日、平成元年五月二十九日、二年六月八日、三年五月九日、四年五月二十七日、五年七月二日、六年七月八日、七年六月二日、八年五月四日、九年五月十四日、七月一日、一〇年四月一〇日、一年四月一日、二年二月一日、三年七月十六日、四年四月一日、五年四月一日、六年四月一日、一七年四月一日改正

文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係国庫補助の実施については、文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるものほか、この実施要領並びに別表の左欄に掲げる補助事業の種類に応じて、それぞれ別に文化庁長官（以下「長官」という。）が定める別表の右欄に掲げる各補助事業ごとの補助要項（以下「各補助要項」という。）の定めるところによる。

1 補助対象経費

補助対象となる経費は、各補助要項においてそれぞれの補助事業の種類に応じて定める主たる事業費及びその他の経費の合計額とする。

2 補助金の額（率）

補助金の額（率）は、各補助要項に定めるところによるものとする。

3 補助事業の期限

補助事業は、補助金交付を受けた年度の三月三十一日までに完了するものとする。

4 申請書の様式等

(1) 補助金交付申請書の様式 補助金交付要綱の様式第四
提出部数 一部

(2) 交付申請書に添付すべき書類

ア 補助事業に係る設計書及び設計図（補助事業の性質上これらの書類を添付し難い場合には、補助事業の内容及び実施の方法を詳細に記載した事業計画書）

イ 補助事業に係る収支の予算書

ウ 補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が地方公共団体その他の法人であるときは、補助事業に要する経費に関し、議会の議決又は定款、寄付行為若しくは規則に定める手続きを経たことを証する書類

エ 申請者の財政規模又は収支及び財産状況を明らかにした書類で、下表に掲げる申請書の区分に応じて定めるそれぞれに掲げる書類

〔文保一四七〕